

朝霞市 GIGA スクール構想に係るタブレット端末補償制度実施要領

令和 3 年 9 月 1 6 日
朝霞市小・中学校長会

1 趣旨

- (1) 「G I G Aスクール構想の実現」によって小・中学校に整備されたタブレット端末について、児童生徒が家庭でも安心して使用できるよう、破損等した場合の補償制度を実施する。
- (2) 受益者負担の観点から、補償制度を児童生徒保護者に紹介し、補償制度への加入を推奨する。

2 補償対象端末

小・中学校に整備されたタブレット端末のうち、補償制度に加入した児童生徒が貸与されているもの。

3 補償範囲

学校管理下外（下校時から翌登校時まで。長期休業及び週休日、祝日を含む。）

4 補償される主な損害

- (1) 火災、落雷、破裂、爆発（タブレット端末を炎天下の車内等に放置した際の損傷は対象外）、風災、ひょう災、雪災（タブレット端末が凍って動作しなくなった場合は対象外）、建物外部からの物体の落下、飛来、衝突（タブレット端末を放り投げた時の損害は対象外）
- (2) 水漏れ、水没（意図した洗濯や水洗い等での損害は対象外）
- (3) 盗難（置き引きや、置き忘れ、紛失は対象外）
- (4) 水害（大雨等で床上浸水または地上 4 5 センチ以上の浸水による損害）
- (5) 上記以外の突発かつ急激な偶然の事故（経年劣化や操作による不具合は対象外）

5 補償されない事故

- (1) 地震、噴火、津波
- (2) 戦争または戦闘行為
- (3) 差し押さえなどの法的執行
- (4) 放射能汚染等の化学損害
- (5) 自然消耗、品質劣化、操作上の損害、故障等
- (6) 故意または喧嘩等（壊れるのが容易に想像できる使用法も含まれる）
- (7) アプリの不具合等やデータ損壊等

6 補償金額

最大6万円（免責0円）

7 補償期間

加入日から当該年度の3月31日まで

8 補償制度加入料

1,000円

9 補償制度加入料の納付について

各学校にて集金した補償料を指定された期限までに指定口座へ振り込む。

10 事故（損害）発生時

- (1) 事故（損害）発生時には、学校は速やかに事務局に連絡のうえ、別紙に基づいて連絡や文書作成・報告等の対応を行うこと。
- (2) 事故（損害）発生時には次の点について留意すること。
 - ①家庭の判断で買替や修理依頼等を行わないこと。
 - ②損害に関して、タブレット端末のシリアルナンバーや損害箇所及び状態の確認が必要となるので、該当箇所の写真を撮影すること。
- (3) 保険適用となるかどうかについての判断が難しい場合には、事務局との協議を行うこと。

11 契約・事務局・引受会社等

- (1) 本補償制度は、朝霞市小・中学校長会が契約者とする。
- (2) 本補償制度に係る庶務については、朝霞市教育委員会教育指導課にて行う。
- (3) 本補償制度の引受保険会社は、あいおいニッセイ同和損害保険とする。
- (4) 児童生徒が市外小中学校へ年度途中で転出した場合、補償制度加入料の月割や日割等の返金を行わない。また、市外から市内小中学校へ年度途中で転入し、補償制度に加入する場合も同様とする。
- (5) 児童生徒が市内小中学校へ転出した場合、補償制度は継続する。

12 その他

- (1) タブレット端末は精密な電子機器であることから、丁寧な使用について指導を行った上で児童生徒が使用すること。
- (2) 防水ケース等に収納したり、高温多湿な環境下（炎天下の車中、脱衣所、風呂場等）には置いたりしないなどの対策に努めること。